3　規模	ロ　駐車場の用に供する部分の面積	a　駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル（駐車台数　台）
			それ以外の部分	平方メートル（駐車台数　台）
		b　車路等の面積		平方メートル
4　自動車の出口及び入口の位置				

注１　３のロのａ欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

２　３のロのｂ欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第十七（第五十一条第一項関係）

特定路外駐車場設置変更届出書

年　　月　　日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

都市再生特別措置法第106条第２項の規定により、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日

年　　月　　日

２　変更の内容

（注意）　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第十七　削除

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都市計画区域についての基礎調査の項目） **第五条**　法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　地価の分布の状況 二　事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額 三　職業分類別就業人口の規模	（都市計画区域についての基礎調査の項目） **第五条**　法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　地価の分布の状況 二　事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額 三　職業分類別就業人口の規模